

# 答 申

## 第 1 審査会の結論

別紙に掲げる請求文書①から⑫まで（以下「本件文書」という。）のうち、小牧市長（以下「実施機関」という。）が行った請求文書⑤及び⑥に係る一部開示決定、請求文書⑦及び⑧に係る不開示決定並びに請求文書③及び④に係る一部開示決定のうち「農作物及び有害鳥獣等苦情受付・処理簿」の警察と市の協議の内容を除く一部開示決定は妥当であるが、請求文書③及び④に係る一部開示決定のうち、「農作物及び有害鳥獣等苦情受付・処理簿」の警察と市の協議の内容を不開示とした決定は妥当でないので開示すべきである。

## 第 2 異議申立てに至る経過

- 1 平成 27 年 1 月 27 日、異議申立人は、小牧市情報公開条例（平成 12 年小牧市条例第 39 号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、本件文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行い、平成 28 年 1 月 4 日実施機関は受理した。
- 2 平成 28 年 1 月 15 日、実施機関は、本件開示請求に対し、請求文書⑪については開示の決定を、請求文書①、②及び⑫については一部開示の決定を、請求文書③から⑩までについては本件開示請求の対象となる行政文書が存在しないことを理由として不開示の決定を行った（以下「本件処分」という。）。
- 3 平成 28 年 3 月 14 日、異議申立人は請求文書③から⑩までの文書に係る本件処分を不服として異議申立てを行い、同月 15 日、実施機関は当該異議申立てに係る不服申立書を受理した。
- 4 平成 28 年 3 月 31 日、実施機関は、不服申立書に行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 15 条第 1 項及び第 4 項に規定する記載事項のうち、一部記載漏れがあるため、補正するよう通知した。
- 5 平成 28 年 4 月 8 日、実施機関は、異議申立人から補正書を受理した。

- 6 平成28年5月20日、実施機関は、本件処分の一部を取り消し、請求文書③から⑩までのうち、⑨及び⑩については開示の決定を、③から⑥までについては一部開示の決定を行った。

### 第3 異議申立人の主張

#### 1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、開示又は一部開示するとの決定を求める。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人が不服申立書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件処分の理由として、「市会議員から寄せられた意見がなかったため」とあるが、平成27年8月24日に市会議員が異議申立人宅を訪問し、説明があったため、農政課と市会議員とのやりとりの文書が存在するはずである。
- (2) また、警察、市民・警察・市議会議員以外の者から寄せられた意見が分かる書類を不開示決定とした理由として「寄せられた意見がなかったため」とあるが、平成27年8月に〇〇丁目の〇〇公園内の農業用の貯水池に「釣り禁止。違反者には警察に通報する。農政課。」との趣旨の張り紙が、池周辺のフェンスに掲示されていた。この内容は農政課が所管する事項であるため、警察、地域住民等から農政課への意見に関する文書及び掲示内容について農政課と警察が話し合った文書が存在するはずである。
- (3) 平成27年8月25日、26日、28日及び9月4日の市職員の勤務時間以降に、異議申立人の携帯電話に農政課の電話番号の着信があったため、農政課職員が勤務していたはずである。そのため、当該日に超過勤務を命じた書類、タイムカード、時間外出入り口の記録等、勤務していたことが分かる書類があるはずである。
- (4) 平成27年9月6日に異議申立人の携帯電話に農政課の電話番号の着信があったため、農政課職員が勤務していたはずである。そのため、超過勤務を命じた書類、タイムカード、時間外出入り口の記録等、勤務していたことが分かる書類があるはずである。

#### 第4 実施機関の説明

実施機関の説明要旨は、おおむね次のとおりである。

- 1 第2の2に記載したとおり、本件文書全12項目のうち1項目を開示決定と、3項目を一部開示決定と、8項目を不開示決定とした。

不開示決定とした8項目について、請求文書③及び④については、農政課農業振興係（スズメバチの巣の撤去を所掌する部署）が所管する文書で今回のスズメバチの巣の撤去に関する文書のうち、警察の方から寄せられた意見とそれを受けての小牧市の対応が記載された文書と判断し、それらの書類が存在しないため、不開示決定とした。

請求文書⑤及び⑥については、農政課農業振興係が所管する文書で今回のスズメバチの巣の撤去に関する文書のうち、市議会議員の方から寄せられた意見とそれを受けての小牧市の対応が記載された文書と判断し、それらの書類が存在しないため、不開示決定とした。

請求文書⑦及び⑧については、市民・警察・小牧市議会議員以外の方から寄せられた意見が存在しないため、不開示決定とした。

請求文書⑨及び⑩については、農政課で当該日に超過勤務により作成された書類が存在しないため、不開示決定とした。

- 2 不服申立書を受理した後、請求文書③及び④について、該当する書類の有無について再調査した結果、農政課農業振興係が保管する文書のうち、「農作物及び有害鳥獣等苦情受付・処理簿」及び「〇〇丁目地内〇〇にかかる〇〇警察署情報について」並びに農政課事業係が保管する文書のうち、「苦情等処理報告書」に警察と協議をした内容が記載されていることが分かり、これらの文書が異議申立人から請求があった「警察から寄せられた意見」及びその対応が記載された文書に含まれると判断した。そのため、当該文書の不開示決定を取り消し、一部開示決定とした。なお、この一部開示決定とした不開示情報のうち、警察の業務に関する部分については、愛知県警察本部に照会を行った結果、警察の業務上支障がある表現を含むとの判断であったため、当該回答を基に決定したものである。

- 3 請求文書⑤及び⑥について、該当する書類の有無について再調査した

結果、「農作物及び有害鳥獣等苦情受付・処理簿」に市議会議員と話をした協議検討事項が記載されており、この文書を異議申立人から請求があった「市議会議員から寄せられた意見」及びその対応が記載された文書に含まれると判断した。そのため、当該文書の不開示決定を取り消し、個人情報を開示情報として一部開示決定とした。

4 請求文書⑦及び⑧について、該当する書類の有無について再度の調査をしたが、いずれも不存在であった。

5 請求文書⑨及び⑩については、不服申立書において指摘されているとおり、「【職員】本庁舎入退庁者記入票」が存在したため、この書類が請求文書⑨及び⑩に該当すると判断した。そのため、当該文書の不開示決定を取り消し、開示決定とした。

## 第5 審査会の判断

### 1 争点

本件の争点は、第1に、請求文書③から⑥までに記載された不開示情報が、条例第7条第2号、第5号、第6号及び第7号の不開示情報に該当するかについて（争点1）、第2に、本件異議申立ての対象となる請求文書⑦及び⑧の有無について（争点2）である。

### 2 争点1（条例第7条の不開示情報該当性）について

#### (1) 条例の趣旨

条例では、第1条(目的)において、「市民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、行政文書の開示に関し必要な事項を定めること等により、市の有するその諸活動を市民に説明する責務が全うされるよう実施機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって公正で開かれた市政の実現及び市民と市との信頼関係の増進に資することを目的とする。」と定め、市民の知る権利と市の説明責任を明示するとともに、この条例の目的を明らかにしたものであり、条例の解釈運用の基本となるものである。

そして、条例第7条には、同条各号に掲げる不開示情報のいずれかが記録されている場合を除き、当該行政文書を開示しなければならない

いと規定されている。その趣旨は、行政文書の開示請求があった場合に、第三者の権利利益及び公益との調整を図るため、不開示とする必要がある情報を不開示情報とするとともに、不開示情報が記録されていない行政文書については、実施機関が開示の義務を負うとの基本的枠組みを明らかにしたものである。

審査会としては、条例第 1 条の市民の知る権利を尊重し、市の説明責任を十分に全うする趣旨を踏まえながら条例第 7 条を解釈し、本件事案を判断していく。

(2) 請求文書③に該当する文書

ア 農作物及び有害鳥獣等苦情受付・処理簿（以下「ア」という。）

異議申立人が小牧市ホームページを経由して、「市民の声」として送付した〇〇丁目地内のスズメバチの巣の駆除に関する意見についてまとめた書類であり、農政課が〇〇警察署と話をした内容及び農政課が市議会議員とスズメバチの巣の駆除の件について話をした内容も含めて記載されている。

イ 〇〇丁目地内〇〇にかかる〇〇警察署情報について（以下「イ」という。）

農政課と〇〇警察署がスズメバチの巣の駆除に関する話をした内容が記載されている。

ウ 苦情等処理報告書（以下「ウ」という。）

農政課と〇〇警察署が、〇〇地内のため池への無断侵入者の取締りに関して話をした内容が記載されている。

(3) 請求文書④に該当する文書

ア及びウが該当する。

(4) 請求文書⑤に該当する文書

アが該当する。

(5) 請求文書⑥に該当する文書

アが該当する。

(6) 不開示情報該当性（条例第 7 条第 2 号、第 5 号、第 6 号及び第 7 号該当性）

アのうち、請求文書③、④、⑤及び⑥に共通して該当する部分として、「苦情者での対応、関係者・機関との協議」の「平成 27 年 9 月 1 日午後 3 時頃」の内容欄以外に記載された部分において、実施機関

は、個人の氏名、住所、電話番号を不開示とし、その理由を条例第7条第2号の個人を識別できる情報及び個人の権利利益を害するおそれがあることを理由としているが、当該判断は妥当である。

アのうち、請求文書③及び④に共通して該当する部分として、「苦情者での対応、関係者・機関との協議」の「平成27年9月1日午後3時頃」の内容欄の記載において、実施機関は、警察との協議等に関する情報部分を不開示とし、その理由を条例第7条第5号、第6号及び第7号に該当するとして一部開示決定とした。

しかし、本件開示請求により、実施機関は、平成28年1月15日付け27小農第801号（以下「前決定」という。）により同様のアの文書を対象とする一部開示決定しており、そのうち、「苦情者での対応、関係者・機関との協議」の「平成27年9月1日午後3時頃」の内容欄の記載のうち、警察との協議等に関する情報については、黒塗りをせず、全て開示している。今回審査の対象となる平成28年5月20日付け28小農第203号によるアの文書の該当箇所については、黒塗りしており、前決定との間で矛盾が生じる。前決定による開示文書については、異議申立人から料金の納付がないため、異議申立人は、現時点では紙面を受け取っていないが、前決定により、料金の納付後、閲覧をすれば明らかになる情報である。また、当該部分の記載内容については、通常一般人であれば知り得る情報であり、開示したとしても警察による犯罪捜査に支障が及ぶとは考えにくい。また、警察からの任意提供情報とも考えられず、将来警察からの協力を得ることが困難になる情報に該当するとも考えられない。したがって、当該部分については、黒塗りせずに開示すべきである。

ウは、請求文書③及び④に共通して該当する文書であり、実施機関は、警察との協議事項を不開示として一部開示決定し、その理由を条例第7条第5号の犯罪捜査等の方法及び方針に関する情報であって、公にすることにより、犯罪の予防又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を生ずるおそれがある情報であることを理由としているが、当該判断は妥当である。

イは、請求文書③に該当する文書であり、実施機関は、個人の氏名、警察官の氏名、警察からの情報部分を不開示として一部開示決定しており、その理由を、個人の氏名については条例第7条第2号の個人を

識別できる情報であることを理由とし、警察官の氏名については条例第7条第5号の犯罪の捜査に支障を生じるおそれがあることを理由とし、警察からの情報部分については条例第7条第6号の警察との協議検討に関する情報及び条例第7条第7号の警察の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることを理由としているが、当該判断は妥当である。

請求文書⑤及び⑥に該当する文書として、アのうち「苦情者での対応、関係者・機関との協議」の「平成27年9月1日午後6時40分頃」の内容欄に記載された部分が該当するが、実施機関は個人の氏名の部分を不開示とし、その理由を、条例第7条第2号の個人を識別できる情報であることを理由としているが、当該判断は妥当である。

### 3 争点2について

#### (1) 異議申立人が請求した文書について

請求文書⑦は、「農政課が所管する事業のうち〇〇丁目に関するもので、平成27年7月1日から9月30日までの間において、市民・警察・小牧市議会議員以外から寄せられた意見が分かるもの。」であり、個別具体的に文書名を指定されたものではないため、要件に当てはまる文書を特定する必要がある。また、請求文書⑧については、請求文書⑦が存在する場合において、存在の有無を確認できるものである。

#### (2) 審査会の調査

審査会から実施機関に対して請求文書⑦の存在の有無について確認したところ、保有している事実は認められなかった。また、農政課事務室において、請求文書⑦の存在の有無について調査したが、同様に発見されなかった。そのため、請求文書⑧についても存在しない。

#### (3) 本件不開示決定の妥当性

以上のことから、請求文書⑦及び⑧が存在する事実は認められないので、文書不存在を理由とした不開示決定は妥当である。

### 4 上記のことから、「第1 審査会の結論」のように判断する。

## 第6 付言

実施機関からは、本件開示請求において「農政課が所管する事業のうち」という指定があったにも関わらず、異議申立てより前の不開示決定においては農政課農業振興係が所管する文書のみを調査して、農政課の他の係が所管する文書は調査していなかったとの説明があった。

また、それとは別に不服申立書の提出後、再調査を行ったことにより、文書の存在を確認して開示をしたものがいくつか存在した。

今後、実施機関においては、開示請求がなされたときには、適切及び真摯に行政文書を確認し、開示決定を行ってもらいたいことを付け加える。

なお、異議申立人から、異議申立人が送付した郵便物の消印の日と実施機関が郵便物を受理した日の間の日数について説明を希望する旨の要望があったので、実施機関からの説明を望む。また、文書番号802号が異議申立人に通知されていないことについても説明を望む。

#### 第7 審査会の調査審議の経過

年月日	調査審議の経過
平成28年5月20日	諮問書及び説明書（理由説明書）の受理
平成28年5月23日	異議申立人に追加意見があるときは平成28年6月20日までに申し出るように通知
平成28年6月29日	審査会開催 調査審議（実施機関の意見を聴取）
平成28年8月2日	答申

請求文書

- ① 農政課が所管する事業のうち〇〇丁目に関するもので、平成27年7月1日から9月30日までの間において、市民から寄せられた意見が分かるもの。
- ② 上記①について、小牧市役所が対応したことが分かるもの。
- ③ 農政課が所管する事業のうち〇〇丁目に関するもので、平成27年7月1日から9月30日までの間において、警察から寄せられた意見が分かるもの。
- ④ 上記③について、小牧市役所が対応したことが分かるもの。
- ⑤ 農政課が所管する事業のうち〇〇丁目に関するもので、平成27年7月1日から9月30日までの間において、小牧市議会議員から寄せられた意見が分かるもの。
- ⑥ 上記⑤について、小牧市役所が対応したことが分かるもの。
- ⑦ 農政課が所管する事業のうち〇〇丁目に関するもので、平成27年7月1日から9月30日までの間において、市民・警察・小牧市議会議員以外から寄せられた意見が分かるもの。
- ⑧ 上記⑦について、小牧市役所が対応したことが分かるもの。
- ⑨ 平成27年8月25日、26日、28日、9月4日に超過勤務した農政課の職員が分かるもの。
- ⑩ 平成27年9月6日に勤務した農政課の職員が分かるもの。
- ⑪ 平成27年9月7日に〇〇丁目に出張した農政課職員が分かるもの。
- ⑫ 平成27年8月に受理した行政文書開示請求（農政課に関するものに限る。）に関する決裁文書